



# News 5月号 News 5月号

## ☆インボイス制度 経費立替え払の場合☆

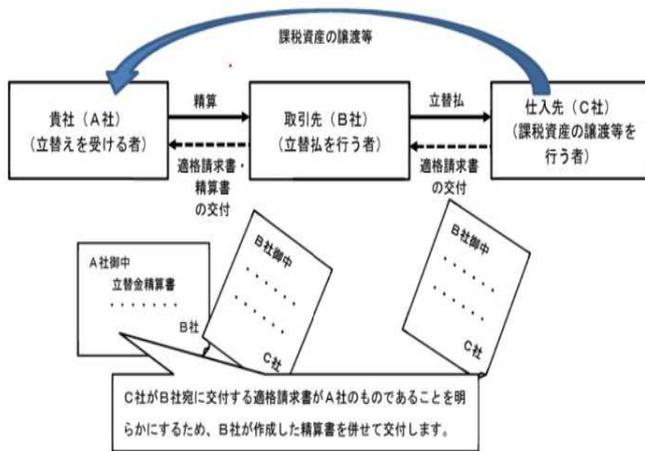
経費の支払について、自社で支払う以外にも

### I. 取引先に立替え払していただく場合

### II. 従業員が経費を立替えて支払をする場合があります。

インボイス制度が開始する令和5年10月1日から、どのようにすればよいかについてご説明致します。

【立替金の取引図】



インボイス (適格請求書) に記載する必要事項は下記の6つとなっております。

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ② 課税資産の譲渡等を行った年月日
- ③ 課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容
- ④ 税率ごとに区分した課税資産の譲渡等の税抜価額又は税込価額の合計額及び適用税率
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等
- ⑥ 書類の交付を受ける当該事業者の氏名又は名称

### I. 取引先に立替え払していただく場合

上記A社が、取引先のB社に経費を立替えてもらい、B社からC社に支払をします。C社からB社にインボイス番号が記載された書類(領収書)が交付されます。B社宛の書類をA社は受け取りますが、それだけでは上記⑥の要件を満たさず、A社は仕入税額控除のための請求書等の保存要件を満たすことにはなりません。

A社が要件を満たすためには、B社から立替金精算書などの交付を受けるなどにより、経費の支払先であるC社から行った課税仕入れがA社のものであることを明らかにする必要があります。C社からB社宛に交付された適格請求書とB社発行の立替金精算書を受け取り、保存します。

II. 従業員が経費を立替えて支払をする場合は、次号でご説明したいと思います。

## ☆コラム (飯島のつぶやき) ☆

### 米粒残したら…

私が子供の頃、お茶碗の中の米粒が数粒残っているだけで父親に「米粒残したら目が潰れるぞ!」と言われたものです。本当に目が潰れるわけではありませんが、当時は信じたものです。

これも食べ物を残させないための躰(しつけ)でした。今ではこのことにとても感謝しています。

でも、この「米粒残したら目が潰れるぞ!」は今では使われない、言われない死語になっています。

だって、親が子供の前で平気で食べ残すのですから。子は親を見て育ちます。

フードロスがなくそうという取り組みが全国で始まっています。現代では、「待つ」ということが苦手、というか嫌がられます。いわゆるコンビニエンス。買いたいときに、食べたいときにすぐ手に入らなければ、そのお店は敬遠されてしまいます。だから、作り置きをしてすぐにお買い上げ頂いている。その結果、余ったら捨てるしかない。負のスパイラルです。

便利になることは、何かを犠牲にすることかもしれません。

オール電化も、結局電気を大量に使っています。ということは資源を犠牲にしています。

### 振る舞うということ

よく食事をご馳走になります。また、よく食事をご馳走します。

人にご馳走して初めてわかること、それは、ご馳走される側が残さずきれいに平らげることがマナーだということ。ご馳走する側がきれいに平らげていたらなおさら。なので、少量しか食べられない人は、その旨を最初に伝えて欲しい。私の経験では、お金持ちほどきれいに平らげています。

だから、ご馳走したことのない人はマナーを知りません。二度とこの人にご馳走するものか!と思われてしまいますよ。

### 今月の一言

『第3次世界大戦では分らないが、第4次世界大戦では、人間はたぶん石を持って投げ合うだろう。』

(アインシュタイン)

地球温暖化、異常気象、少子化、人材不足、AI化、疫病、大地震、独裁者、核兵器。

文明も行きつくところまで来てしまった気がします。彼の言葉が大予言のように思えてきませんか?

(恐ろしい~)